

## 大口町学習支援等ボランティア事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、教員経験者、地域住民又は大学生等を学習支援等ボランティア（以下「ボランティア」という。）として受け入れ、児童生徒に対し、その知識や経験を生かした学習支援等を行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教員経験者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校を退職した者
- (2) 地域住民 町内に在住し、又は在勤する18歳以上の者
- (3) 大学生等 学校教育法に規定する大学又は高等学校卒業以上の者を対象とする学校に在学する者

### (活動場所)

第3条 ボランティアは、次に掲げる場所において活動する。

- (1) サポートルーム “さくら”（以下「“さくら”」という。）
- (2) 町適応指導教室

### (登録対象者)

第4条 ボランティアに登録できる者は、本町の児童生徒に対する学習支援等に理解と熱意があり、学習支援等の活動に参加できる者とする。

### (活動内容)

第5条 ボランティアは、個々の立場に応じて次の活動を行う。

- (1) 教員経験者 “さくら”において、地域住民及び大学生と協力して児童生徒への学習支援をするとともに“さくら”における地域住民及び大学生の活動に対するコーディネートを行うこと。
- (2) 地域住民 “さくら”において、教員経験者及び大学生と協力して児童生徒への学習支援を行うこと。

(3) 大学生等 “さくら”において、教員経験者及び地域住民と協力して児童生徒への学習支援を行うこと、又は町適応指導教室において、指導員の指示により児童生徒への学習支援を行うこと。

2 ボランティアは、前項に定めるもののほか、個々の経験、教養及び技能を活用することにより児童生徒が学校生活等をより豊かにすることができる支援を行う。  
(登録)

第6条 ボランティア登録を希望する者は、大口町学習支援等ボランティア登録申請書(様式第1)を大口町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項による登録書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、ボランティアとして登録するものとし、当該登録された者に大口町学習支援等ボランティア登録証(様式第2)を交付するものとする。

3 教育委員会は、年間を通じて登録の受付を行うものとし、その有効期間は、登録の日が属する年度の末日までとする。

(活動時間等)

第7条 ボランティアの活動時間及び活動日は、第5条に定める活動内容に応じ調整するものとする。

(登録の取消)

第8条 教育委員会は、ボランティアが次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すことができる。

(1) 登録の辞退を申し出た場合

(2) 疾病等によりボランティア活動に支障があると認められる場合

(3) ボランティアとしてふさわしくないと認められる行為があった場合

(個人情報の取扱い)

第9条 ボランティアは、この事業の実施に当たって知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期すとともに当該事業の実施において知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 ボランティアは、個人情報の取扱いにより個人の権利利権を侵害してはならな

い。

3 前2項の規定は、ボランティアを退いた後についても適用するものとする。

(庶務)

第10条 この事業に係る庶務は、生涯教育部学校教育課において処理する。

(その他必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則 (平成28年5月27日 大口町教育委員会告示第6号)

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日 大口町教育委員会告示第9号)

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

様式第1 (第6条関係)

大口町学習支援等ボランティア登録申請書

	申込日	年 月 日
ふりがな		
氏名	(男・女)	
生年月日	年 月 日 (歳)	
住所	〒 - Tel ( )	
勤務先名称又は大学等名称		
活動種別 (該当する種別に☑をつけてください)	<input type="checkbox"/> 教員経験者 (サポートルーム“さくら”において活動) <input type="checkbox"/> 地域住民 (サポートルーム“さくら”において活動) <input type="checkbox"/> 大学生 (大学生の方は、下記の希望する種別に○をつけてください。) 【 1 サポートルーム“さくら” 】 【 2 大口町適応指導教室 】	
支援可能日等 (学生のうち、「大口町適応指導教室」の支援を希望する場合のみ記入してください。)	①曜日… 月・火・水・木・金・いつでもよい ②時間… 午前・午後 時 ~ 時・いつでもよい	
登録を希望する理由		
備考	サポートルーム“さくら”の開設日等は下記のとおりです。 開設日： 毎週 曜日 開設時間： 時 分 ~ 時 分	

※記入された個人情報は、大口町学習支援等ボランティアの活動以外の目的には一切使用いたしません。

様式第2（第6条関係）

## 大口町学習支援等ボランティア登録証

様

あなたを大口町学習支援等ボランティアとして

登録しました。

登録期間

年 月 日から 年 月 日まで

登録日 年 月 日

大口町教育委員会